

平成19年5月16日

独立行政法人海洋研究開発機構  
データ・サンプルの取り扱いに関する基本方針

1. 目的

この基本方針は、独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）が研究開発の成果として取得した各種のデータ・サンプルの取り扱いと科学的・教育的利用などについて述べるものです。

機構は、地球を海洋を中心とした一つのシステムとしてとらえ、様々な基盤的研究開発を実施しています。加えて、得られた成果の広報・普及・啓発活動を通じ人類の持続的な発展、知識の体系化や拡大などに貢献するよう努めています。

機構は多くの先端的な施設や設備を保有し、極めて学術的価値の高いデータ・サンプルを取得しています。これらのデータ・サンプルは、人類共有の財産であり、研究・教育などの利用のために広く公開され、将来にわたって世界中で活用されることが重要です。これらの貴重なデータ・サンプルを長期にわたり保管し、利用しやすい形で提供することが、機構に課せられた最も重要な使命の一つと考えます。

2. データ・サンプルの定義

ここで言うデータ・サンプルとは、機構の施設・設備等を利用して取得されたもの及びその際に派生して取得されたものを指します。

具体的には、データとは調査観測データ、シミュレーションデータ、画像（動画、静止画、写真を含む）、図面等の調査研究等で得られた各種情報及びそれらを記録したものを指し、サンプルとは生物、堆積物、岩石、海水等の調査研究等で得られた標本を指します。

3. データ・サンプルの帰属

機構の施設・設備等を利用して取得されたデータ・サンプルは、特別な取り決めがある場合を除き、機構に帰属します。

4. データ・サンプルの管理、保管及び活用

機構は、科学的・教育的利用のため、国内外の研究機関及び研究者などがデータ・サンプルを利用できるように、適切に管理・保管するとともに迅速で円滑に提供するよう努めます。また、国民に利益が還元されるよう産業利用等を促進します。

## 5. データ・サンプルの知的財産としての取り扱い

各種のデータ・サンプルには、知的財産として保護すべきものが存在します。これについては機構が指定します。

知的財産は、科学的価値のみならず社会経済的価値を有しており、適切な形態で社会に発信、還元されるべきものであり、機構の「知的財産に関する基本方針」にもとづき、知的財産と指定されたデータ・サンプルの積極的活用を図るとともに適切な管理に努めます。

## 6. データ・サンプルの公開

知的財産と指定されないデータ・サンプルの公開については以下のとおりとします。

### データ・サンプルの公開猶予期間

データやサンプルを取得した者には、それらを公開するために必要な処理（補正、品質管理等）を含め、自らの研究成果（論文等）を作成するため、一定期間、優先的に使用できる権利が与えられます。その公開猶予期間終了後、機構はすみやかにそれらを公開します。

### データ・サンプルの提供方法

機構は利用しやすい形でそれらの情報の提供を行います。また、利用者のニーズを取り入れるための仕組みを作ります。

### データ・サンプルの利用料

機構に帰属するデータ・サンプルを科学的・教育的に利用する場合は、提供に関する実費を除き原則として無償とします。また、産業利用については原則として有償とし、その取り扱いに応じ適切な対価を徴収して提供します。

## 7. データ・サンプルの処分

機構は、保管・管理するに値しないと思われる場合または保管・管理する合理的な期間を経過したデータ・サンプルについて、機構の判断により処分（廃棄・譲渡）できるものとします。

機構は、以上の基本方針を担保するため関係諸規定を適切に整備するとともに、機構の施設・設備等を利用する研究者等に対し本方針に則ったルールの遵守を要請します。

## データ・サンプル取扱規程

(平19規程第3号 平成19年5月23日)

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)におけるデータ・サンプルの取扱について必要な事項を定め、もってデータ・サンプルの適正な保管、管理、公開及び利用の促進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「データ」とは、調査・観測データ、シミュレーションデータ、画像(動画、静止画、写真を含む)、図面等の調査研究等で得られた各種情報及びそれらを記録した媒体を指す。
- (2) 「サンプル」とは、生物、堆積物、岩石、海水等の調査研究等で得られた標本を指す。サンプルが増殖・繁殖可能なものである場合には、その増殖物・繁殖物も含む。
- (3) 「役職員」とは、制文規程(平17規程第60号)第3条に定める役職員をいう。
- (4) 「メタデータ」とは、データ・サンプルの種類、取得位置、取得日時、保管者、取得方法、精度等の管理及び利用に必要な情報をいう。
- (5) 「公開」とは、機構がデータ又はサンプルを次の方法により、利用可能な状態にすることをいう。
  - ア データをウェブサイトに掲示すること
  - イ ウェブサイトに掲示することが困難であるデータ又はサンプルのメタデータを、ウェブサイトに掲示して、利用申請できるようにすること
- (6) 「船舶等」とは、機構が保有する船舶、潜水調査船及び無人探査機であって、別表に定めるものをいう。

(データ・サンプルの帰属)

第3条 機構の施設・設備等を利用して得られた又はその際に派生して得られたデータ・サンプルは、機構以外の者(以下「外部機関」という。)との間で特別な契約がある場合を除き、機構の帰属とする。

- 2 役職員が機構の業務として外部機関が保有する船舶、潜水調査船、及び無人探査機を利用してデータ・サンプルを得る場合、機構は、当該外部機関との契約により、データ・サンプルの帰属その他取扱に必要な事項を事前に決定しなければならない。
- 3 前項の契約により機構の帰属となったデータ・サンプルについても、当該契約の定め に反しない範囲で、この規程を適用するものとする。

(管理体制)

第4条 データ・サンプルの取扱に係る管理体制は、次の各号のとおりとする。

- (1) 情報管理部署  
海洋地球情報部データ統合・解析グループが担当し、データの管理及びデータ・サンプルの取扱に関する総括を行う。
- (2) 知財管理部署  
経営企画室評価交流課が担当し、データ・サンプルに係る知的財産権に関する事務を行う。
- (3) サンプル保管部署  
細則に定める各部署が担当し、情報管理部署の総括のもと、各サンプルの保管を行う。
- (4) データ・サンプル取扱責任者  
海洋地球情報部長をもって充て、データ・サンプルの取扱に関する責任者とする。
- (5) サンプル保管責任者  
細則に定める者をもって充て、サンプルの保管に関する責任者とする。

(データ・サンプルの公開、利用)

第5条 機構は、データ・サンプルをこの規程、規則、細則及び業務マニュアルの定めに従い公開する。

2 機構は、データ・サンプルを科学的・教育的目的で利用に供する場合、実費を除き、これを無償で供するものとする。

3 機構は、データ・サンプルを前項以外の目的で利用に供する場合、これを有償とすることができる。その際、機構は、当該外部機関とデータ・サンプルの取扱に関する必要な条件を明示した契約を締結しなければならない。

4 機構は、サンプルを外部機関の利用に供する場合は、当該サンプルの適切な保管及び返却を条件とする。ただし、返却が困難な場合は、この限りではない。

5 役職員が、機構に帰属するデータ・サンプルを第2項に掲げる目的以外の目的に利用しようとする場合には、事前に当該目的に応じ、諸規程に定められた手続きを行わなければならない。

6 役職員は、機構の承認を得ることなく、データ・サンプルを外部機関の利用に供してはならない。

7 役職員は、外部機関のデータ・サンプルを利用する場合、書面の取り交わし等適切な方法で利用条件の確認を行わなければならない。

(データ・サンプル公開猶予期間)

第6条 機構は、データ・サンプルの公開を猶予する一定の期間(以下「公開猶予期間」という。)を設ける。

2 公開猶予期間内のデータ・サンプルの利用は、当該データ・サンプルの取得者等、許可された者に限り、これを可能とする。

(データ・サンプルの譲渡、廃棄)

第7条 役職員は、データ・サンプルの譲渡又は廃棄を行う場合は、関係する諸規程に従って適切にこれを行わなければならない。

(データ・サンプルの公開等の制限等)

第8条 機構は、次の各号に該当する場合、データ・サンプルの公開、譲渡等を禁止又は制限することができる。

- (1) 法令に違反する恐れがある場合
- (2) 取扱に危険が伴うと考えられる場合
- (3) 個人のプライバシーを侵害する恐れがある場合
- (4) 相手先に適切な管理をする能力がないと考えられる場合
- (5) 相手先が無断で第三者に貸与又は譲渡する恐れがある場合
- (6) その他機構が必要と判断した場合

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については規則、細則及び業務マニュアルで別に定める。

附 則

(適用範囲)

第1条 この規程の適用範囲は、船舶等(但し、「白鳳丸」、「淡青丸」及び「ちきゅう」を除く)を利用して取得されたデータ・サンプル及びその際に派生して取得されたデータ・サンプルとする。

- 2 その他の施設・設備等で取得されたデータ・サンプル及びその際に派生して取得されたデータ・サンプルについては、別途定める。

(施行日)

第2条 この規程は、平成19年5月23日から施行し、平成20年度に実施する航海から適用する。

別表： 「船舶等」

船舶	「なつしま」 <sub>」</sub> 「かいよう」 <sub>」</sub> 「よこすか」 <sub>」</sub> 「かいいい」 <sub>」</sub> 「みらい」 <sub>」</sub> 「白鳳丸」 <sub>」</sub> 「淡青丸」 <sub>」</sub> 「ちきゅう」
潜水調査船・無人探査機	「ディーブ・トウ」 <sub>」</sub> 「しんかい6500」 <sub>」</sub> 「ハイパードルフィン」 <sub>」</sub> 「かいこう7000」 <sub>」</sub> 「うらしま」

## 機構の船舶等により得られたデータ・サンプル取扱規則

(平19規則第2号 平成19年5月23日)

### (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)データ・サンプル取扱規程(平19規程第3号、以下「取扱規程」という。)第9条に基づき、機構の船舶等によって得られたデータ・サンプルの取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則における用語は、取扱規程の定めに従う他、次の各号の定めるところとする。

- (1) 「クルーズサマリー」とは、データ・サンプルを取得した航海の概要を短くまとめたものをいう。
- (2) 「クルーズレポート」とは、データ・サンプルを取得した航海の目的、実施項目、実施日程、使用機器、実施状況その他観測の記録として航海終了時において必要な情報をとりまとめたものをいう。
- (3) 「首席研究者」とは、海洋調査船及び海洋地球研究船運用規程(平16規程第37号)第2条に定める首席研究者をいう。
- (4) 「課題採択研究者」とは、船舶等を用いて行われる調査・観測の課題を機構に対して提案し採択された者(共同で研究を行う者も含む)をいう。
- (5) 「課題代表研究者」とは、課題採択研究者を統括する者をいう。

### (適用範囲)

第3条 この規則は、船舶等(但し、「白鳳丸」、「淡青丸」及び「ちきゅう」を除く)を利用して取得されたデータ・サンプル及びその際に派生して取得されたデータ・サンプルについて適用される。

### (公開猶予期間)

第4条 機構は、取扱規程第6条に基づき、次の各号に定める者に対し、公開猶予期間内の利用許可を与える。

- (1) 当該データ・サンプルを取得した課題採択研究者
- (2) その他細則等に定められた者

2 公開猶予期間は別表に定める。但し、第5条第3項により公開が猶予された場合又は第6条第2項に定める協議の結果、別な取決がなされた場合は、それに従うものとする。

3 公開猶予期間内であっても課題採択研究者から、首席研究者の了解を得た上で、公開猶予期間短縮の申請があれば、情報管理部署は当該データ・サンプルの公開猶予期間を短縮し、これを終了させることができる。

- 4 情報管理部署は、前2項の定めに関わらず、法令で提出を義務づけられている場合や表層水温観測（BATHY）・海洋観測（TESAC）通報式その他の国際的な取決による場合には、公開猶予期間に関わらず、それぞれの法令や取決で定められているデータ・サンプルの提出、公開等の手続をとることができる。

（データ・サンプルの産業利用等に関する手続）

第5条 情報管理部署は、データ・サンプルについて、以下の各号に関する申請を受け付ける。

- (1) 産業利用
- (2) 知的財産としての権利化

- 2 情報管理部署担当理事は前項の申請があった場合、申請内容を審査の上、判定する。
- 3 前項で承認されたものについて、知財管理部署は、必要に応じ、権利確保のための手続を行うものとし、その間、情報管理部署は、当該データ・サンプルの公開を猶予する。
- 4 第1項以外の申請があった場合は、理事長が取扱を定める。

（課題管理部署の業務）

第6条 研究船運航部計画推進グループ（以下「課題管理部署」という。）グループリーダーは、首席研究者及び課題採択研究者の中に機構以外の者を含む場合には、課題採択時に、課題代表研究者とデータ・サンプルの取扱について、この規則及び関連諸規程に基づいた取決を交わさなければならない。

- 2 課題管理部署は、課題採択時において、公開猶予期間の延長、取得されるサンプルの保管場所・保管方法などについて特別な対処が必要と考える場合には、課題採択研究者（予定者）及び関係者と取決をした上で、採択することができる。
- 3 課題管理部署は、課題採択情報その他管理に必要な情報を情報管理部署とサンプル保管部署に通知する。

（航海終了直後のデータ・サンプル等の提出）

第7条 首席研究者は、航海終了後、別表で定められた期間内に、その航海で得られた以下のものを、情報管理部署に提出しなければならない。

- (1) 航海終了時の状態のデータ（画像については原本）及びメタデータ
- (2) クルーズサマリー及びクルーズレポート

- 2 課題代表研究者は、自らの課題で得られたサンプルを取りまとめ、別表等で定められた期間内に、保存用のサンプルをその種類毎にサンプル保管部署に提出しなければならない。

（公開猶予期間内のデータ・サンプルの提出）

第8条 課題代表研究者は、公開猶予期間内に課題採択研究者によって事後処理（補正、品質管理等）が行われたデータを情報管理部署に提出しなければならない。

- 2 課題代表研究者は、公開猶予期間内にサンプルをサンプル保管部署に提出しなければならない。

- 3 課題採択研究者は、公開猶予期間内に利用中のデータ・サンプルについてメタデータに変更（移動等）があれば、その都度情報管理部署に通知する。

（課題採択研究者のデータ・サンプルの保管管理義務）

第9条 課題採択研究者は、取得したデータ・サンプルを、第7条及び第8条に基づき機構に提出するまでの間、適切に保管しなければならない。

（データ・サンプル提出後の処置）

第10条 情報管理部署は、第7条及び第8条に基づきデータ等を情報管理部署に提出した者に対して受領証を発行し、課題管理部署に対してそれを通知する。

- 2 サンプル保管部署は、第7条及び第8条に基づきサンプルをサンプル保管部署に提出した者に対して受領証を発行し、情報管理部署及び課題管理部署に対してそれを通知する。

（データ・サンプルの保管）

第11条 情報管理部署及びサンプル保管部署は、提出されたデータ・サンプル及びそれらのメタデータを、適切に保管し、散逸や汚損を防止するものとする。

- 2 サンプル保管責任者及びデータ・サンプル取扱責任者は、機構で保管できないと判断したサンプルについては、課題採択研究者と協議の上保管場所を定めることができる。

- 3 サンプルを機構外で保管する場合は、課題採択研究者が所在、残量等の情報を情報管理部署に提出する。

（データ・サンプルの譲渡、廃棄）

第12条 データ・サンプルの譲渡又は廃棄については、情報管理部署又はサンプル保管部署が発議し、情報業務委員会設置規則（平16規則第16条）第2条に基づき、情報業務委員会データ管理部会（以下「データ管理部会」という。）にて審議を行う。

- 2 安全・健康又は環境への悪影響その他の危険が懸念され緊急な対応が必要と考えられる場合、サンプル保管責任者は、自らの判断において適切な方法で廃棄することができる。その場合は事後速やかにデータ管理部会及びデータ・サンプル取扱責任者に報告する。

- 3 前二項に定めるもののほか、データ・サンプルの性質により他の諸規程に廃棄に関する特段の定めがある場合は、役職員は、当該規定に従うものとする。

（成果の提出）

第13条 課題採択研究者は、データ・サンプルを利用した成果を公表しなければならない。また、課題採択研究者は、公表した成果を課題管理部署に届出なければならない。

（違反への対応）

第14条 機構は、課題採択研究者及び利用者がこの規則に定めるものの他関係諸規程等に違反した場合は、以降の公募において対象者から除外する等の適切な処置をとることができる。



( 雑則 )

第 1 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については細則及び業務マニュアルで別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 9 年 5 月 2 3 日から施行し、平成 2 0 年度に実施する航海から適用する。

別表： データ・サンプルの提出・公開時期

データ・サンプルの種類	提出時期 / 公開時期 (航海終了後)	備考
メタデータ	1ヶ月 / 2ヶ月	
クルーズサマリー	1ヶ月 / 2ヶ月	
クルーズレポート	1ヶ月 / 2ヶ月	
航海データ <sup>*1</sup>	1ヶ月 / 2ヶ月	
航海終了時の状態のデータ	1ヶ月 / 2年	事後処理済みデータが提出された場合、航海終了時の状態のデータは保管のみとし原則として公開しない
事後処理済みデータ	2年 / 2年	
画像の記録媒体の原本 <sup>*2</sup>	1ヶ月 / 2年	得られた画像のリストはメタデータとして提出
サンプル (分析データを含む)	2年 / 2年	保存用サンプルについては、航海終了後速やかに提出

\*1 航海データの項目：日時、緯度・経度、船速、風向・風速、気圧、気温、湿度、表層水温、水深

\*2 画像に付随する音声は公開対象とはしない。

## 機構の船舶等により得られたデータ・サンプルの公開細則

(平19細則第5号 平成19年5月23日)

### (目的)

第1条 この細則は、独立行政法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)データ・サンプル取扱規程(平19規程第3号:以下「取扱規程」という。)第9条、及び機構の船舶等により得られたデータ・サンプル取扱規則(平19規則第2号、以下「取扱規則」という。)第15条に基づき、取扱規程及び取扱規則に定めるデータ・サンプルの公開又は利用に関わる必要な事項を定め、その取扱の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この細則における用語の定義は、取扱規程及び取扱規則による。

### (公開対象)

第3条 情報管理部署は、原則として課題採択研究者が公開猶予期間内に必要な事後処理を行ったデータを、当該処理内容を明示した上で公開する。なお、情報管理部署は課題採択研究者と協議の上で自ら事後処理を行うことができる。但し、公開猶予期間内に事後処理が行われない場合は航海終了時の状態のデータを公開対象とする。

2 情報管理部署は、画像については、記録媒体の原本に代えて、複写又は電子ファイルを公開対象とすることができる。

3 情報管理部署は、サンプルについては実物(全部又は一部)を公開対象とする。

### (公開方法)

第4条 情報管理部署は、データが法令や機構の諸規程等に抵触していないことを確認し、船舶及び航海、データの種類、取得方法等によって整理して公開猶予期間終了後に公開する。

2 課題採択研究者は、第1項とは別の方法でデータを公開する際には、事前に、業務マニュアルに定める事項を確認の上、内容、ウェブサイトのリンク等の情報及び要望を情報管理部署に申請しなければならない。

3 情報管理部署は、前2項によってデータを公開する際には、データ管理部会の審議及びデータ・サンプル取扱責任者の承認を受ける。なお継続的に同様なデータが取得される場合は、将来的なデータの追加も含めて承認を受けることができる。

4 情報管理部署は、ウェブサイトで公開出来ないデータ(以下、「オフラインデータ」という。)及びサンプルを利用に供する場合、次の各号による。

(1) 情報管理部署は、オフラインデータ及びサンプルについてはメタデータをウェブサイトで掲示する。

(2) 情報管理部署は、オフラインデータ又はサンプルの利用目的、対象、期間、責任者等の別に定める事項を明示した申請を受け付ける。

- (3) 前号で受理したものについて、情報管理部署は、公開猶予期間終了後のオフラインデータ及びサンプルは申請順に提供する。
- (4) 課題採択研究者でない者が公開猶予期間内のデータ・サンプルを利用する場合、又は、課題採択研究者が課題の範囲を超えて公開猶予期間内のデータ・サンプルを利用する場合には、首席研究者及び課題採択研究者の同意を得た上で情報管理部署に申請しなければならない。

(利用条件)

第5条 情報管理部署は、この細則により公開されるデータ・サンプルの利用者に対して次の各号の事項への同意を条件に利用に供する。

- (1) 公開されたデータ・サンプルは機構に帰属し、利用者はそれらを利用する権利を認められる。
  - (2) 機構は、公開したデータ・サンプルを利用した結果については責任を負わない。
  - (3) 利用者は、公開されたデータ・サンプルを改変、販売してはならない。
  - (4) 提供に必要な通信費、媒体費用、送料、消耗品代等の実費は利用者の負担とする。
  - (5) 利用者は、公開されたデータ・サンプルを利用した成果には機構のデータ・サンプルを利用したことを明示する。
  - (6) 機構は、データ・サンプルの利用に際して取得者等を明示することを求めることができる。
  - (7) 利用者は、データ・サンプルを利用した成果を公表する場合には、著者(作者)、公表年、タイトル、公表の形式、公表の媒体等の情報と、公表した成果又はその写し1部を機構に対して提出する。
- 2 情報管理部署は、前項の各号に加えて、データ・サンプルの性質に応じて利用条件を付すことができる。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については細則及び業務マニュアルで別に定める。

附 則

この細則は、平成19年5月23日から施行し、平成20年度に実施する航海から適用する。

## サンプル保管部署設置細則

(平19細則第6号 平成19年5月23日)

### (目的)

第1条 この細則は、データ・サンプル取扱規程(平19規程第3号、以下「取扱規程」という。)第4条に基づき、サンプル保管部署及びサンプル保管責任者を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この細則における用語は、取扱規程及び機構の船舶等により得られたデータ・サンプル取扱規則(平19規則第2号)における用語の定義に従うものとする。

### (サンプル保管部署)

第3条 サンプル保管部署は、別表の通りとする。

### (サンプル保管責任者)

第4条 サンプル保管責任者は、別表の通りとする。

### (その他のサンプルの保管責任者)

第5条 前条に定めのないサンプルの保管責任者は、特段の定めがない限り、課題採択研究者とする。

### 附 則

この細則は、平成19年5月23日から施行し、平成20年度に実施する航海から適用する。

### 別表

	サンプル保管部署	サンプル保管責任者
岩石サンプル	海洋地球情報部データ統合・解析グループ	海洋地球情報部データ統合・解析グループ グループリーダー
コアサンプル	高知コア研究所 科学支援グループ	高知コア研究所 科学支援グループ グループリーダー